

# 台風時等における生徒の登下校と授業実施について

三重県立津西高等学校

1. 始業時前、津市に特別警報（大雨・暴風・暴風雨・大雪）・暴風警報が発令されている場合  
以下、特別警報とする。
  - (1) 生徒は登校してはいけない。
  - (2) 午前11時（午前中授業の日は午前9時）までに津市の特別警報・暴風警報が解除された時は、当日の授業を行うので、解除後約2時間の余裕をもって登校すること。  
※但し、次に該当する生徒の登校については以下のとおりとする。
    - ① 津市以外の居住生徒で居住地域に特別警報・暴風警報が発令されている生徒は、特別警報・暴風警報が解除されるまで登校してはいけない。
    - ② 登校に危険が予想されたり、交通事情の著しく悪い生徒は、登校しなくてもよい。この場合の生徒については出停扱いとする。（他の天災異変の場合もこれに準ずる。）
  - (3) 午前11時（午前中授業の日は午前9時）においてもなお津市の特別警報・暴風警報が解除されない場合は当日の授業は中止する。
2. 始業時前、津市以外で特別警報・暴風警報が発令された場合  
当日の授業は実施するが、津市以外の居住生徒で居住地域に特別警報・暴風警報が発令されている生徒は、特別警報・暴風警報が解除されるまで登校してはいけない。特別警報・暴風警報が解除されなかったり、登校に危険が予想されたり、交通事情が著しく悪くて登校できなかった生徒については、出停扱いとする。
3. 始業後、津市に特別警報・暴風警報が発令された場合  
原則として直ちに授業を中止するので、生徒は速やかに帰宅すること。但し、状況に応じては校長の指示により適切な処置をする。
4. 始業後、津市以外で特別警報・暴風警報が発令された場合  
原則として授業は継続するが、状況に応じては校長の指示により適切な処置をする。
5. 休日及び休業中の課外・補習・部活動等も上記に準じる。